

# 決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10時00分  
閉会時間 午後 3時15分

日時 令和元年10月8日(火)

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫  
副委員長 山田 七穂  
委員 望月 勝 河西 敏郎 久保田 松幸 杉山 肇  
猪股 尚彦 宮本 秀憲 流石 恭史 大久保 俊雄  
杉原 清仁 白井 友基 古屋 雅夫 小越 智子  
望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 丹澤 彦一 県土整備部理事 大儀 健一  
県土整備部理事 雨宮 一彦 県土整備部技監 清水 敬一郎  
県土整備部技監 鶴田 仁 総括技術審査監 渡井 攻  
県土整備総務課長 入倉 博文 景観づくり推進室長 深澤 修一  
建設業対策室長 小俣 謙 用地課長 風間 浩  
技術管理課長 有泉 修 道路整備課長 飯野 照久  
高速道路推進課長 秋山 久 道路管理課長 山本 修  
治水課長 清水 宏 砂防課長 越智 英人 都市計画課長 若尾 洋一  
下水道室長 岸川 浩 建築住宅課長 村松 恵  
住宅対策室長 大澤 光彦 営繕課長 久保寺 淳

会計管理者 岡 雄二 出納局次長(会計課長事務取扱) 平塚 幸美  
管理課長 小林 司 工事検査課長 樋口 有恒

人事委員会事務局長 奥秋 浩幸 人事委員会事務局次長 藤原 鉄也

農政部長 坂内 啓二 農政部理事 土屋 重文  
農政部次長 上野 睦 農政部次長(農政総務課長事務取扱) 大久保 雅直  
農政部技監 依田 健人 農政部技監 清水 一也  
農政部副参事(耕地課換地管理員事務取扱) 福嶋 一郎 農村振興課長 上野 公紀  
果樹・6次産業振興課長 中込 正人 販売・輸出支援室長 齊藤 武彦  
畜産課長 渡邊 聡尚 花き農水産課長 斉藤 修 農業技術課長 中村 毅  
担い手・農地対策室長 千野 浩二 耕地課長 山田 英樹

監査委員事務局長 中山 吉幸 監査委員事務局次長 佐野 俊一

議会事務局次長(総務課長事務取扱) 高野 雄司

警察本部長 原 幸太郎  
警務部長 大泉 雅昭 刑事部長 市川 和彦 警備部長 窪田 圭一  
交通部長 功刀 康友 生活安全部長 荒居 敏也 首席監察官 岩柳 治人  
総務室長 比留間 一弥 理事 若月 誠 警察学校長 加々美 誠  
警務部参事官 天野 英知 警務備部次長 吉田 一成  
生活安全部参事官 宮川 俊利樹 刑事部参事官 瀬戸 良広  
交通部参事官 加々見 政治 警備部参事官 小林 信一  
会計課長 大森 伸 教養課長 五味 雄二 監察課長 川口 守弘  
情報管理課長 三井 幹夫 地域課長 水野 幸一  
少年・女性安全対策課長 進藤 明 生活安全捜査課長 鈴木 芳忠  
通信指令課長 姫野 賢司 捜査第二課長 今橋 敦  
組織犯罪対策課長 藤田 貴仁 交通指導課長 遠藤 弘  
交通規制課長 内藤 智 運転免許課長 廣川 勉 警備第二課長 相模 稔

議題 認第1号 平成30年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件  
認第2号 平成30年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 午前10時08分から午前10時28分まで会計管理者及び出納局次長から概況説明を受けた後、午前10時28分から午前11時36分で県土整備部・出納局・人事委員会関係、午後1時00分から午後2時10分まで農政部・監査委員事務局・議会事務局関係、午後2時20分から午後3時12分まで警察本部関係の部局審査を行った。

## 質 疑 県土整備部・出納局・人事委員会事務局関係

(住宅・建築物の耐震化の促進について)

小越委員

何点か確認させてください。

まず、主要成果説明書で128ページの建築住宅課、耐震シェルターの実績が0件と書いてあるんですけど、これはどうしてでしょう。

村松建築住宅課長 耐震シェルターというのは、耐震改修の一種ですけれども、1つの部屋の中に丈夫なかご状のものをつくって、例えば寝室の寝るところ、そこの部分を補強して、寝ている間にその部分だけは地震が来てもつぶれないというようなものです。これは特殊というようなこともありまして、昨年におきましては補助の実績がございませんでした。

(河川改良費及び河川整備費について)

小越委員

決算説明資料の県土の10と11ページのところを教えてくださいんですけども、県土10ページ、河川改良費(国庫補助事業)、それと隣のページの河川整備費(県単独事業)があるんですけども、これはいずれも前年度に比べて金額が多いのか少ないのか、前年度に比べてどうなっているのか教えてください。

清水治水課長

今御質問いただきました河川改良費についての前年度との比較ですが、これについては前年度に比較し、数字的なものはわかりませんが、増額傾向になっております。

小越委員

ふえているということは確認させていただきます。

(県土整備部所管一般会計の国庫補助事業の不用額について)

それとわからないんで、歳入歳出決算報告書の208ページから始まっているんですけども、214ページ、河川整備費、それから砂防整備費、それからダム建設費ということで215ページ、217ページ、219ページのところですけども、221ページも、不用額がゼロというのはどうしてなのでしょう。需用費とか役務費とかも不用額がゼロというのは、ぴったりだったということですか。

入倉県土整備総務課長 国庫補助事業につきましての不用額がゼロになるというのは、国の補助金を受け入れている関係で、国に変更申請等を行うことがございますので、その関係で事業の執行管理をきちりとして、繰越金につきましては翌年度の収入になるということにして、最終の2月の議会におきまして決算を見越してゼロにして、国からの補助金との調整を図っているためでございます。

小越委員 わからないんですけども、工事の分は繰り越していくのはわかるんですけど、例えば役務費とか需用費とか、それも含めて全部まとめてゼロにするということになっているんですか、不用額なしということ。河川砂防費も砂防整備費もダム建設費も街路整備もそういうやり方しているのか。ただ、警察とか教育費を見るとそうになっていないので、どうしてかと思ったんですけど。

入倉県土整備総務課長 各節に限らず国庫補助事業につきましては、今申し上げたような形で2月の議会でゼロの決算の処理をさせていただきました。

小越委員 需用費とか、それから旅費も含めて国から補助金が来たのを、それを全部繰り越すということの考え方なんです。ということは、毎年毎年、国からの補助金を全部使い切るという、そういう方針でこういう決算になっているという理解でいいのでしょうか。

入倉県土整備総務課長 決して全部使い切るということではございませんで、実際的には不用額というものは出ないことはないんですが、それを不用額として残さず、2月の議会のときにそれを調整をして、その時点でゼロにするというようなことをしております。

(電線類の地中化の推進について)

猪股委員 成果説明書の114ページ、県土整備部の関係ですけど、③で電線類の地中化の推進とありますよね。決算説明資料の県土の10ページにも上がっている説明ですけど、1億1,000万円ほど。一般質問の中にもあったと思うんですけど、この地中化に当たっては、この内容には景観とか魅力あるとかいろいろ説明書きがされているんですけど、たしか緊急輸送道路とかという説明があって、その中で四十何%が工事済みということを言われているんですけど、地中化に関してはどのような見解でありますか。教えていただきたい。

山本道路管理課長 電線類の地中化事業を当課で実施しております。そもそも電線類の地中化は、過去においては専ら景観形成、空を見上げる環境をよくしよう、また山々を眺望する環境をよくしよう、そういったところから始まってございますが、昨今、先日の千葉県の大停電の事例のように、電柱、電線が道路に倒れないように、そういった防災面での視点が強化されてございまして、国からもそういう視点で予算が配分されてございます。

それで、今回の議会の一般質問でも、いわゆる大災害が起きたときに守るべく、緊急輸送道路における電線類の地中化の進捗はいかがかという質問をいただきました。それで数値をお示したところですが、県としましてはこれからも当然、景観を保全するための事業も継続しますが、一方、防災面での地中化事業の必要性というものを認識しまして、そこも強力に推進していきたいと考えております。

猪股委員

実態としてなかなか予算立てが厳しい中で執行していくのは大変だと思うんですけど、1つ言えるのは、計画を立ててどの程度割合が進んでいくのかということをお聞きしたい。先ほど言った緊急輸送道路のほうは、地中化は進んでいるよ。周りでこんなに災害が出たときに、どの程度の割合で今地中化がなされているかどうかということをお聞きしたい。一般的にはまだまだ多い路線があるから大変だと思うんです。

要は、県道を見ても入っているところと入っていないところというのは、本当に入っていないほうが多くあるということで、まだまだ地中化に対してはなかなか進んでいないのではないかなと私は思っていますから、今後何割という数字が出ればありがたいと思っているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

山本道路管理課長 本年の1月に第7期無電柱化推進計画というものを立案させていただいています。それは市町村や国と連携しながら、次にやるべき5カ年計画を立案したものでございます。それにおきましては、約30キロの電線類の地中化をこの5年間に整備する目標を立ててございます。これは県管理道路ばかりではなく、国の直轄国道も含まれます。

これら連携しましてその30キロを達成するべく、その30キロにおきましては箇所が非常に難しくなっております。というのはあくまでも電線類の地中化事業は県単独ではできません。その配管を使う東京電力ですとかNTTとか、そういった企業者からの負担金を伴いますので、そういったことも含めてよく調整しながら、その5カ年計画の30キロを整備してまいりたいと思います。

そのうち緊急輸送道路に何キロかというのは、具体的に我々まだ数字を整備してございませんので、そういった意味でその5カ年で30キロ整備していくのを現在のところ申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

(工事請負契約の解除等に伴う違約金について)

山田(七)副委員長 県土の3ページの収入未済額の工事請負契約の解除等に伴う違約金についてお伺いいたします。これの件数と工事の契約が解除になった理由というのを教えてください。

入倉県土整備総務課長 今お尋ねの違約金の関係の未収金の件数ということでございますが、件数といたしますと全部で22件でございます。理由は大きく2つございます。

1つは工事の契約、請負の契約をした企業が倒産をする場合がございます。倒産した場合の契約約款に基づく違約金や前払い金の利息なんかが、倒産した企業に対する債権として残りますので、その倒産した会社に対する未収金ということが1つでございます。

あと違約金といたしまして、倒産以外に公正入札違約金というのもございます。そちらのほうも含まれております。

山田(七)副委員長 先ほど22件の件数がある、その2つの要因として倒産と入札の問題とあったと思うんですけども、この後の工事というのはどうなっているんでしょう。

入倉県土整備総務課長 後の工事につきましては、それを再度引き継ぐ別の会社に工事を発注いたしましてやっていただくということになります。

山田（七）副委員長 22件の工事に関しては、ほとんど完成するという理解でよろしいですか。

入倉県土整備総務課長 倒産した会社の違約金に係る工事については、おっしゃるとおり完成をしているところでございます。

山田（七）副委員長 最後に、今のところ収入未済ということなんで、今から収入というか徴収をすると思うんですけども、どういうふうな取り組みをされていて、見込みがあるのかなのか教えてください。

入倉県土整備総務課長 お尋ねの件につきましては、中には倒産した会社もございますが、そういう会社につきましては、破産等の手続等も状況を見ながら対応していくというところでございます。

また、倒産していない会社もございますので、そういう会社につきましては、債権の回収の処理方針やマニュアルが県にもございますので、そういうものに基づいて払ってもらえるように、年に何回かは当事者を訪ねるなり何なりをするなどして、鋭意債権の回収に努めてまいりたいと考えております。

（主要3基金の残額の推移について）

大久保委員 決算概況についてお伺いしたいわけですが、実質収支は25億円、黒字、実質単年度収支が25億円の赤字ということで、いろいろ基金から取り崩すという説明がありましたけれども、まず財調、そしてまた県債管理基金、主要3基金から50億円を繰り入れて、残高が566億円だということ。私、去年のものを見ていたら880億円ぐらいあったんですが、ここら辺の数字というのはいかなものなのでしょう。主要3基金からの残高の推移、去年と比べてどんなような状況なのでしょうかね。

平塚出納局次長（会計課長事務取扱） 基金につきましては、やはり今年度、平成30年度、25億円取り崩したということは、相変わらず本県の財政状況は厳しいものがあるということで、先ほどの説明のところ概要の参考資料の部分でお示しましたように、少しずついろいろ県債とか公債費や何かのところを減らす中で、財政状況の改善というのは財政課を中心にやっているところでございますけれども、基金につきましてはいろんな考え方がありまして、今の県民の方に負担してもらうものと、あと将来的な県のものがということがありますので、その中で調整をしているところであります。

特に主要基金につきましては、財政課のほうでこの管理というのをやっておりまして、運用のほうは出納局が担っているわけですが、今の状況につきましては、先ほどの参考資料の決算概況の4ページのところですけれども、主要基金の推移というところを見ていただくとわかりますように、残高が少しずつ減ってきているということがわかります。特に令和元年度につきましては、今411億円になっておりますので、平成30年度に比べると大分減ってきているところですけれども、ただ地方債の償還財源として一括でそのところを基金を減らして、地方債のほうを減らすとかいう、そういったいわゆる財政的なテクニック的なところがありますので、必ずしもこの数字をもって財政状況が悪化しているとかそういうことではないということで、その辺につきましては大変申しわ

けありませんけども、この後の総務グループで財政課長から御説明をさせていただければと思いますので、申しわけありませんが、お願いいたします。

(道路橋りょう整備費について)

臼井委員

ちょっとわからないところを、何点かお伺いをさせていただきたいと思います。説明資料の県土9ページの道路橋りょう整備費(県単独事業)についてですけれども、国道137号から411号まで、国道の整備というのも入っていますし、また交通対策道路事業費の中にも国道というのがあるんですけれども、国道も県の事業として行うということでしょうか。そこを教えてくださいたいと思います。

飯野道路整備課長 県単独道路橋りょう整備費についてでございます。まず国道でございますが、国道は国が管理する国道、それから県が管理する国道がございまして、ここに記載のものは全て県管理の国道でございます。そういうことで、これら国道、それから県道を含めまして、県の事業として執行する予算でございます。

臼井委員

承知いたしました。これは県の管理だと県の事業というか、県のお金で何らかの整備を行うときはやっていくという理解でよろしいのでしょうか。

飯野道路整備課長 そのとおりでございます。

(土木施設災害復旧費について)

臼井委員

そして、次に同じ説明資料の県土21ページの下のところになります。県単独土木施設災害復旧費、これ県単独事業、そしてその下の土木施設災害復旧費、これは国庫補助事業になりますけれども、どちらとも関係機関との調整に時間を要したとか、あるいは地元との調整に不測の日数を要したため、繰越明許をなさっているという状況ですけれども、これ災害復旧ということであるものですから、本来ならば速やかに、スムーズに災害復旧ができればよかったのではないかなと思うんですけど、この内容を少し具体的に教えてくださいたいと思います。

清水治水課長

災害復旧の繰り越しの理由ということでお答えさせていただきます。災害復旧の場合、被災の後に復旧にかかります。そうすると、年度の後半、渇水期にかかっていくことが一般的に多くなってまいります。その中に河川の場合、いろいろな利水者、関係者等がございまして、その方々、例えば水をとる方、漁協とか、そういう関係者の方々との調整等を行う中で、災害の復旧を急いでやるという状況になります。その中でもやはり水をとったりする方々とのとり方とか、そういう細々した調整のことで若干時間を要する中で期間を要するようなことがあります。

臼井委員

河川の場合はということで、これが全部の河川のことなのかどうかわかりませんが、地元の方たちとの調整ということですから、しっかりと双方理解の上で進めているということだとは思いますが、できる限り早いほうがいいのかなと思ったのでお尋ねさせていただきました。

(災害復旧費の執行残について)

それとあと、次の県土23ページに不用額だと思いますけれども、やはり同じように最後のところに土木関係の災害復旧費というのがあるんですけれども、これは執行残ということなんですけれども、災害の復旧の執行残ということで、もちろん災害復旧して不用になったものということで理解はしていますけれども、そ

れなりの額が残っているようではすけれども、もう少し具体的に教えていただければと思います。

清水治水課長 災害復旧費の執行残についてお答えします。災害復旧費の場合、予算の計上の段階で災害の被災を見越した中で予算枠を設定しております。実際、災害の発生があった中で精算するという形になりますので、予算を見越した規模の内容の災害がない場合、不用額という中でのお金が残るようになっております。

白井委員 承知いたしました。ありがとうございます。

(集中管理特別会計の収支差額について)

最後にもう1つだけ伺わせていただきたいんですけれども、出納局のほうですけれども、出納の3ページになります。3ページ一番下の第4款の諸収入のところ、給与管理収入ということで金額が載っておりますけれども、その次の4ページのところですけれども、給与管理費ということで、ここで収入を得て、そして4ページのところの職員給与費を原資というか元手で支払うと。ただ、若干ずれの金額があるようにも感じているんですが、そこはどのような理屈になるのでしょうか。教えていただければと思います。

平塚出納局次長(会計課長事務取扱) こちらの集中管理特別会計につきましては、それぞれの部局の給与費のところに、それぞれの部局の職員の数に応じて給与費を予算化します。そして、それを特別会計に移しまして、振りかえをして、職員に支出するわけですが、このところは実際の支出のところがぴったりいかないということがありますけれども、年度をまたいでの返還金とかそういったものが、戻し入れというんですが、給料を支払い過ぎたとか、返してもらおうとか、若干そのところのものがあまして、ぴったりにはならないというところが、どうしても特別会計と一般会計のやりとりの中では出てきてしまいます。そこは年度をまたいでの給与調整がありますので、トータルではいずれどこかの時点では合うんですけれども、それが徐々に徐々にずれていく中で合わないというところがありますので、これは一般会計との特別会計のやりとりの中でやむを得ない数字のずれということになります。

白井委員 4ページですけど、その下の職員給与費等執行残というのも関係してくるものなんでしょうか。

平塚出納局次長(会計課長事務取扱) そういうことになります。一旦給与の振りかえのタイミングと毎月の給与の支払いとの中に若干タイムラグがあるために、こういった数字のものがずれてくるということになります。

(流域下水道事業特別会計の各流域下水道の歳入について)

杉山委員 下水道の特別会計について確認したいと思いますけれども、流域下水道ということで、県内4流域下水道事業があるということで先ほど説明があったんですが、当然各流域下水道というのは見ても、規模といいますか、利用する人口だとか地形も違うし、進捗状況も恐らく違うのだらうと思うんですけれども、そういった4つの事業を見ると、歳入なんか一緒にしているわけですよ。負担金だとか。それぞれの事業の同じような規模で、同じような進捗状況だったら一緒にいいのかもしれないんですけど、差が多分あるんだらうなと思うんですけども、そういった中で歳入を全てまとめてとかという、分けたものというのはあるのか確認を

したいと思います。

岸川下水道室長 確かに4流域それぞれ事業開始と、それから供用開始の時期が全くずれていまして、特に桂川は平成16年度から供用開始しているということで、まだまだ普及が進んでいないという中で、平成30年度の下水の流入してきた量を比較しますと、北麓流域下水道が840万トン、それから峡東が1,090万トン、それから釜無川流域下水道が1,740万トン、それから桂川が240万トンとかなりの差がありまして、それぞれそれに基づいて料金収入があるんですが、毎年というか3年に1回財政計画というものをつくりまして、それぞれの負担金というのを決めていますので、その中で金額が変わってきますが、かなり事業自体の開始年度と、あと普及の状況が各流域で違いますので、整備状況も違うと。

また、桂川につきましては、ある意味最近、平成16年度供用を開始していますけれども、比較的新しいということで、今は耐震工事とか改築、更新、長寿命化工事を行っていますが、比較的桂川については新しいということで、その分予算についてはほかの流域に比べて少ないという状況にはなっております。

杉山委員

恐らく差があるんだろうなというようなことを思うんですよね。当然新しいところはまだまだ幹線を広げていくという事業だろうし、古いところはできた施設を今度は耐震化とか、老朽化対策という方向には多分行く。そういった意味では事業自体も恐らく流域ごとには変わってきているんだと思うし、先ほど言いましたけれども、事業の規模によっては負担金も当然下がるわけですよね、市町村や県民に対しては。そういう意味では事業ごとの何らかの検証できるものがないと、一緒に決算でということになると、なかなか事業が本当にどうなのかというところの実態が見えてこないと思うんですよね。そういう意味では、やっぱり資料的にも分けて事業の進捗状況、各流域の事業がどうなんだということの検証ができることも必要かなと思ったんで、確認をさせていただきました。

(任用管理費について)

古屋委員

一、二点お聞きしたいんですが、人事委員会の1ページの任用管理費というのはどんな内容のものかお聞きしたいと思います。

藤原人事委員会事務局次長 委員の御質問でございますが、任用管理費につきましては、職員採用試験等に係る経費であるとか、職員募集等を行う経費となっております。

古屋委員

不用額が約半分、51%近い不用額になっているんですけど、この辺の誤差はどのような内容になっているのかお聞きします。

藤原人事委員会事務局次長 不用額につきましては590万円ほど出ておりますが、こちらにつきましては予算計上します年度の採用予定人員とか職種につきましては、その年度に入って任命権者からこういった人数、こういった職種を採用してほしいということで採用試験の規模が決まりますので、予算計上時におきましては、過去3年の数値を踏まえながら暫定的に計上しております。そういった関係で誤差が生じております。

古屋委員

これは毎年この半分ぐらい、こういった誤差というのはちょっと多いような感じがするんですけど、傾向としたらここ数年、このような状況の不用額になっているのか最後にお聞きします。



藤原人事委員会事務局次長 委員御案内のとおり、今景気が好調で、民間の採用意欲が高い中で、応募者というのは減少傾向にありますので、そういった乖離が生じているのが事実でございますが、昨年の不用額については400万円程度計上しているところでございます。

(集中管理特別会計の収支差額について)

平塚出納局次長(会計課長事務取扱) 先ほどの臼井委員からの質問に対して補足させていただきます。予算の段階では、予算を立てる年度、実際の執行の前年度の現員現給ということで、今の人数で各部局で予算をつくります。ですが、翌年度は必ずしもその各部局ごとの人数というのがどうしても違ってきますので、実際執行のときにははずれるんですけども、先ほど振りかえをしたものは諸収入なんですけど、その上のほうの繰入金とか使用料及び手数料のものを、諸収入だけでは実際の給与の支払いに足りませんので、そちらのほうも合わせて足りない分については、各部局からの振りかえ以外に一般会計からも繰り入れて、支出のほうに回すという、そのところの調整になります。

それと、済みません、先ほどの予算現額と支出済額の不用額のところですが、今説明したように前年度の人数で一応予算を立てますけども、翌年度に実際の人数が違ったりということで、どうしてもこの差というものが出てくるということで、違っておりましたので、訂正と追加を説明させていただきました。

## 質 疑 農政部・監査委員事務局・議会事務局関係

(就農定着支援の充実について)

猪股委員 農政ですけど、主要施設成果説明書の47ページ、就農定着支援の充実とあるんですけど、先ほど部長からも説明がありまして、順調に進んでいるという解釈でありますが、就農者に対してはここ3年続いて300人を超えているということを伺いましたけど、この中で事業の内容としては新規就農者の早期経営云々を書かれているんですけど、この中で機械等の支援とありますよね。この内容について、一番下のぽつに17人とあるんですけど、この辺の説明をいただきたい。

千野担い手・農地対策室長 一番下のぽつ、親元に就農した農家子弟の農業機械の整備というのは機械のほうを支援してございます。これにつきましては、農家子弟が就農した際に規模拡大をするのに当たりまして、必要な農業機械につきましてはリース方式で導入する場合にリース料の一部を補助する、そういった事業でございまして、主にSSとか運搬車とか乗用の草刈り機とかそういったものの支援をしております。

猪股委員 この事業は農業の従事者や後継者がだんだん減っていく中で、継続して力を入れてもらわなければならない事業だと思っていますから、こういったことで少しでも就農者をふやしていくということが一番大事ではないかなと私は思っています。

その辺ですけど、この農業支援ですね、県外の方とか若手が農地を求めて山梨に来るといふ形とかそういうことで、就農についての、そこまでに至る希望を持って来ている方、県外の方がどのくらいなのか、また県内の人ではどのくらいかわかりますか。

千野担い手・農地対策室長 お手元に決算説明資料の参考資料、農政部関係という資料がございますか。後ろのほうから2枚目の調査結果という資料がございます。その下の丸の2つ目の新規自営就農者127名というところがありまして、その下に表がございますけれども、左側の列の一番下に出身地別の就農者の数が示してございます。平成30年につきましては127名のうち、県内出身の方が108名、85%、県外出身の方が19人ということで15%、こういう状況になっておりまして、そうした過去3年の出身の数字も書いてございますけれども、昨年につきましては県外の方の割合が少ないという状況でございます。

(農地中間管理機構の活用促進について)

猪股委員 質問を変えさせてもらいます。先ほど言った主要施策成果説明書の46ページ、1番、農地中間管理機構の活用促進、この関係ですけど、農地の集約化ということが大事になっていくのではないかなということを感じてはいますが、実際、この取りまとめをしてくれているのは、県が主体となって市町村、JA等が農家の皆さんの要望を酌んでこういう形をとってくれていると。今現状、この事業ですけど、順調に進んでいるのか。目標値というか、これは実際に要望がなければなかなかできないということと、条件的にはいろいろ難しい面があると思うんですが、現状、どの程度捉えているか、その辺をお伺いしたい。

千野担い手・農地対策室長 農地の集約化につきましては、農地中間管理機構を主に集積を実施しております。昨年の中間管理機構を通じました転貸する件数ですけども、それは順調に今のところふえてはきておるんですけども、昨年はたまたま大きなまとまった案件が少なくて、平成29年度が269ヘクタールだったんですが、昨年は210ヘクタールというところがございます、順調に広まってはいると思いますけれども、その年の集積の件の内容におきまして、面積のほうは変動する、そういう状況でございます。

猪股委員 最後になりますけど、3つ目のぼつ、耕作放棄地の解消とありますけど、今言った集約化に関しても耕作放棄地の解消につながるものだと思っておりますけど、耕作放棄地の解消についても集約化につながっているものだと思う。その辺はいかがでしょうか。

上野農村振興課長 耕作放棄地につきましては、解消したものは、あと使っていただく方がいましてと解消した意味がございませんので、十分営農が可能な耕作放棄地は速やかに解消して、その農地については担い手に集積をしていくということで、農地中間管理機構で、今御説明ございましたけども、進めているところでございます。

もう一方で、山間部のエリアにつきましては、どうしても条件が悪いとか、既に今、山林・原野化しているというような耕作放棄地もございますので、そちらにつきましては、なかなか農地への復元というのが事実上困難だという土地につきましては、山林へ返すとか、別の用途の土地利用を図るということで、今進めているところでございます。

(農政部所管一般会計歳出の執行率について)

山田(七)副委員長 何点かお伺いさせていただきます。

農の5ページ、最終決算の執行率ですけども、年度の執行率が66.4%ということで、低いような気がするんですけども、これは農政の特徴なのでしょうか、それとも低い理由がありましたら教えてください。

大久保農政部次長（農政総務課長事務取扱） こちらのほうの執行率につきましては、予算現額で支出済額を割ったパーセンテージでございます。先ほど来の説明の中にも少し出てまいりましたが、翌年度へ繰り越す金額が一番上の表で見ただけでも約78億円、これは事業のいろいろなおくれですとか、そういったもの等が要因をいたしておりますが、農政部では例年と比べてほぼほぼ同じぐらいの率と理解しております。

山田（七）副委員長 これが農政の特徴なのかなというような感じがしましたので、理解させていただきました。

（災害緊急対策事業費の執行残について）

続きまして、農の13、災害緊急対策事業費執行残の6億何がしですけれども、この執行残というのは被害を想定した金額が大きかったんですけども、いざやってみたらそれほどの予算ではなかったんでこれだけ余ったのか、残ったのか、それとも災害復旧に対しての執行がなされてなくてこの金額が残ったのか、その点を教えてください。

中込果樹・6次産業振興課長 この不用額につきましては、昨年9月にありました台風21号、24号、こちらにより被害を受けた農業施設の早期の復旧を図るために、市町村を通じまして事業量の要望調査を行いました。非常に短期間であったことから、農家の被害面積、これに標準的な事業量を掛けて計算をさせていただいて、12月補正に上げさせていただいたんですが、その後見積もり等出てきた中で、個人が自力で直せる部分、あるいは予算、事業費が減額した部分等がございまして、不用額として上げたものでございまして、申し込みのあった事業者に対しては、災害復旧の事業が実施されたという理解をさせていただきます。

山田（七）副委員長 では、先ほどの説明で去年の台風21号、24号に対する災害復旧というのは、ほぼある程度できてきたという、そういう理解でよろしいでしょうか。

中込果樹・6次産業振興課長 市町村から最終的に上がってきた要望額については、執行しているということでございます。

（東南アジア諸国への県産農産物の輸出拡大について）

山田（七）副委員長 続きまして、成果説明書の40ページですけれども、農業生産額が1,000億円を超えたということで、今海外のほうにも力を入れているという中で、成果として私も評価したいと思うんですけども、シンガポールとマレーシアに設置した常設の販売情報発信拠点、これは平成28年の7月から、またマレーシアでは平成28年の8月からになっているんですけども、これの運営、どこにつくったのか、そしてまたどういう形でこれを運営しているのか教えてください。

齊藤販売・輸出支援室長 御説明いたします。シンガポールにつきましては、平成28年7月でございます。有名な日本食のレストランがございまして、そちらの棚を1つお借りいたしまして設置しております。マレーシアでございまして、中心部にありますモールの中に1つ場所を借りまして、そこで設置しているところであります。

山田（七）副委員長 先ほどレストランに置いていただいたり、モールの中に設置するというこ

とに關しまして、誰か人が行っていてそういうことをやっているということなの  
でしょうか。それとも、完全にレストランとかそういうところに物だけ渡してお  
願ひしているのか、その辺を教えてください。

齊藤販売・輸出支援室長 ともに現地の法人に委託をさせていただいております。現地の法人の  
社員の方に教育などをさせていただきながら、山梨の魅力を伝えていただくよう  
にしているところでございます。

山田（七）副委員長 シンガポールとマレーシアの常設の拠点にかかる経費というものがわかれ  
ば教えていただきたいですし、それが販売しているのであれば、販売額というの  
を教えていただければ。

齊藤販売・輸出支援室長 経費につきましては、シンガポール、マレーシア合わせましておおむ  
ね4,000万円程度かけているところであります。収入につきましては、済みま  
せん、手元に資料がございませんので、後ほど御説明させていただきます。

鈴木委員長 お諮りいたしますが、委員から要求がありました資料について、委員会として  
資料を要求することにいたします。これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（要求のあった資料は、10月9日の部局審査の際に席上配布された。）

（国庫支出金における収入済額の割合について）

臼井委員 この決算説明資料の農の2ページですが、一番上のところに第9款の国庫支出  
金というところで、表のところに（A）分の（C）掛ける100のところ、58.  
7%ということで、予算現額に対する収入済額ということのパーセンテージだ  
と思えますけれども、58.7%ということで、ちょっとパーセンテージとすると少  
ないように感じたものでありまして、ここの説明をいただければと思います。

大久保農政部次長（農政総務課長事務取扱） 先ほど調定額と予算現額の差異ということ  
でちょっとお話を申し上げましたが、実際の収入済額が75億円程度となっております。  
予算自身は約128億円で相当差がございます。これは先ほど繰り越しのほう、  
歳出予算を実は全部で78億円ほど積み上げますと繰り越しをいたしております  
が、そちらのほうの特定財源も一緒に繰り越すというような、いわゆる後からそ  
の分が来るというようなことで、こちらのほうが大分低くなっていると、そう  
いう状況になっております。

臼井委員 私はそこら辺がわからない。繰り越しというのはどこに。繰り越しの説明を  
いただければと思いますけれども。

大久保農政部次長（農政総務課長事務取扱） 失礼いたしました。農の12ページに翌年度への  
繰り越しの状況という欄がございます。これはそれぞれ大変恐縮ですが、大事業  
でくくって、例えば一番下の下線であれば果樹園芸等振興費とありまして、これ  
が7億677万4,000円と。これがずっと13ページまで続いております。こ  
の金額を先ほど言いました全て合計をいたしますと、これが78億円余になります。  
歳出予算を次年度へ繰り越すわけですが、歳入のほうの例えば国庫支出金は、  
あらかじめお金をもらっておいて一緒に繰り越すわけではなくて、歳出予算を繰  
り越したその次の年に国のほうでお金をくれるという、そういう仕組みになって

おりますので、歳入のほうはああいった形の表記になっているという御理解をいただければと思います。

臼井委員           よく理解できました。

(農業改良資金特別会計歳入の収入率について)

あともう1つ、同じようなところで農の16ページのところですけども、これも一番上の表の特別会計のところの歳入決算の総額のところですけども、これは調定額に対して収入済額が53.5%ということだと思いますけれども、ここについてもちょっと御説明いただければと思います。

中村農業技術課長   調定額というものは、説明が下手なのかもしれないんですけども、これは個人に貸したお金、返ってくるものの総額、要するに一遍に延滞している人が返すという可能性もございますので、調定額とすれば全部ここに出してあります。ですから、ここで2億9,700万円ほどありますが、これのうちの約1億2,000万円弱は元金で返済がおくれているという部分でございます。

一方、1億5,900万円といいますのは、その多くは特別会計の中にもともとあるお金です。どういうことかと言いますと、農業改良資金と就農支援資金と両方入ってまして、就農支援資金というのは、国と県が原資ですので返します。それを実は公社とJAに貸しているんですが、公社に貸した分は平成30年までに返して、国へは平成38年まで返すと、こういうような数年の差異がございます。ですから、その分特別会計の中に平成31年度以降支払う分が繰越金として残っているという状況になっております。

ですので、実際のところ、特別会計内に元々あるお金は1億5,900万円ほど、この差異の約1億2,000万円弱くらいが元金でまだ返済がおくれているお金ですが、万が一、一括で返ってくるかもしれないので、調定としてここで立ておかなければいけない、そういうような事情でございます。

(6次産業化支援体制の充実について)

小越委員           何点かお伺いします。

まず、主要施策成果説明書の41ページの6次産業のところですけど、真ん中あたりにインターンシップの実施とあるんですけど、ここは人数とか回数を書いていないんですけど、実績はどのようになっているのでしょうか。

中込果樹・6次産業振興課長   41ページのインターンシップの実施に関しましては、平成30年度は6名の方を4つの事業者インターンシップ研修ということで実施しているところがございます。

(有機の郷づくりの推進について)

小越委員

43ページの有機農業のところですけども、前年度の主要施策成果説明書によると、有機農業協力隊員の就農支援5人とあったんですけど、今回のところにはその項目がないんですけど、有機農業協力隊の就農支援というものはやめてしまったのか、どこか違うところにその数字が入っているのか教えてください。

中村農業技術課長   有機農業協力隊につきましては、事業が平成28年度で終了しておりましたが、やっていた方の就農を支援していたので、成29年度にここへ記載していました。今その事業の関係の方は、皆さん就農されている、もしくは就農してなくて別の職業についているということで、そこのOBとか、その事業をやって就

農したという方が平成30年度は一人もいませんでしたので、こういう記載をしてございます。

(ワイナリーと連携した醸造用ぶどうの生産拡大について)

小越委員

53ページの土地改良費のところのワイナリーとの長期契約の醸造用「甲州」の拡大とあるんですけど、約4.8ヘクタールというのは、昨年度新たに拡大したのが4.8ヘクタールという理解でしょうか。前からやっていると思うんですけど、全部の積算で4.8ヘクタールではなくて、去年新たに拡大の4.8ヘクタールという理解でいいのか、積算すると全部でどのくらい面積があるのか教えてください。

中込果樹・6次産業振興課長 ワイナリーとの長期契約による醸造用「甲州」の拡大面積の4.8ヘクタールにつきましては、昨年度の平成30年の面積になります。これは事業で実施をしている内容になりまして、醸造用「甲州」を新たに植えつける方に対して補助を出している事業ということでございます。積算ではないですけども、平成30年が4.8ヘクタール、平成29年が5.5ヘクタール、平成28年が3.2ヘクタールという実績でございます。

(農政部所管一般会計の雑入の内訳について)

小越委員

決算説明資料の農の3ページの雑入のその他の2億955万9,000円の内訳をわかたら教えてください。

大久保農政部次長(農政総務課長事務取扱) 雑入のその他の2億955万9,000円の内訳ということでお答えをいたします。こちらのほうは一般社団法人全国農業会議所からの収入が主でございます。その中身といたしましては、農業次世代人材投資資金の交付金事業、これが約1億9,100万円、あと就農定着支援制度の推進事業費ということで、これが1,400万円ちよほどのお金を先ほどの一般社団法人全国農業会議所からいただいているというものが主なものとなります。

小越委員

人材定着就農交付資金というのは、さっき言った担い手とか就農支援とかに目的というか使途が明確になっていて回っているという理解なのか、それは具体的に事業名で主要施策成果説明書とかでわかりますか。

大久保農政部次長(農政総務課長事務取扱) 説明資料の農の6ページを見ていただければと思います。下から2つ目に担い手育成確保対策費というぼうがあると思います。その真ん中、就農定着支援の充実というところで、ここは2億2,745万1,000円とありますが、こちらのほうをいわゆる特定財源とお考えをいただければと思います。

(土地改良事業における繰り越しについて)

小越委員

大きい歳入歳出決算報告書のことでちょっと確認をさせていただきたいんですけど、農政でいわゆる公共事業とか国から補助金が来てやるものといいますと、例えば178ページの農業改良費とか、それから例えば187ページのところに土地改良費があつて、工事請負のところは支出があつて、繰り越しがあつて、不用額が残っているんですけど、同時に需用額も繰り越しがあつて、不用額があると。旅費も不用額があるというんですけど、さっき土木費のところではこのやり方を2月補正で調整してしまっているという答弁だったんですけど、農政はここで補正をしているという考え方でよろしいのでしょうか。

山田耕地課長 土地改良事業に関する繰り越しにつきましては、2月補正で計上し、繰越額を決定しております。

小越委員 わかりました。2月補正でここでも載っているということですね。両方載っている。わかりました。

(収入未済額の総額の内訳について)

ここで聞いていいかわからないんですけど、監査委員の審査意見書の5ページの上のところに、4行目ぐらいのところから「収入未済の総額は公正入札違約金を初めとする違約金及び延滞利息等により」と書いてあるんですけど、公正入札違約金を初めとする違約金延滞、これはどういう中身なのかかわかったら教えてほしいです。

平塚出納局次長(会計課長事務取扱) これにつきましては、公正取引委員会の峡東地域の建設業者の独占禁止法の違反につきまして、上告とかしていたものが確定した場合、契約に基づいて違約金を請求しております、係争中のものはそのままになっているんですけども、確定すると順次請求しております、ただ既に廃業とか、いわゆる倒産とかそういった業者もいらっしゃる中で、なかなか未収金とかということだとれなくなっているものもありますし、現にそういった清算が終わって、法人格がなくなって、欠損処理もあるということで、そこは今進捗状況がさまざまな状況にある、そういった内容になっております。

(ニホンジカの有効活用について)

大久保委員 主要施策成果説明書49ページのジビエということで、鳥獣害の被害がふえているということで、今年度は「シカ肉の販路拡大」ですとか「多角的な検討・支援」、こういう文言があるんですが、どの程度の販路拡大になって、1年前と比べてどのくらいのアップになったのか、もしわかれば教えていただきたい。

渡邊畜産課長 ニホンジカの有効活用につきましては、動きとしましては平成20年ぐらいからふえ過ぎたニホンジカを何とかしようという、そんな取り組みがございました。そのころはまだまだジビエという言葉もなく、その後、県としてジビエのガイドラインを制定し、ちゃんと処理して市町村の資源として使おうということになってございました。当初は全体の捕獲数の3%ぐらいでございましたけれども、今回、昨年度につきましては600頭を超える鹿が処理をされまして、そういう中でいきますと全体の捕獲の利用率は5%に近づくような形での処理となっております。

今回の主要施策成果説明書にございますのは、やまなしジビエという認証制度をつくりまして、より安全なシカ肉ということをPRしてまいりまして、県内のみならず首都圏での販路の拡大等々に取り組んだところでございまして、特に観光部が日本橋で設置しております、ワインのソムリエであります田崎真也さんに運営をやっていただいていますY-wine(わいわい)でのイベントとかをしながら、幅広くPRしてきたところでございます。

大久保委員 ジビエ山梨県、そしてそれをきっかけにまた来ていただいて、観光消費額とか、例えば県産ワインの夕べですとか、試食会、ジビエサミット、商談会とあるわけですけども、例えば峡東でも石和温泉、宿泊施設が多うございまして、そういった旅館、ホテルとの連携といいたいまいしょうか、当然これには食肉処理の問題という

のが一番問題になろうかと思う。すぐに処理しなければならないと。そういった部分で観光活性化につなげる、ワインとジビエとか、いろんな活性化策が望まれるわけで、なかなか民間主導では動けないところがあるんですけども、宿泊施設とかレストランとか、そういった部分との連携を図る中でさらなる飛躍というのはどうでしょう。

渡邊畜産課長　　今、石和温泉の話も出ましたけれども、私どもニホンジカの有効活用の推進協議会を設置してございます。その中には委員の地元でございますホテルうかいの社長様が県の調理師会長で委員に入らせていただいておりますし、きこりの山下社長様につきましても、県の旅館業ということで、ジビエの関係の委員になっていただいております。そういう中で、観光業界ともジビエをしっかりと使っていただく、またそれを来訪者の方に提供していただくということで、一体的に御協力いただきながら進めていきたいと考えております。

(家畜等の疾病対策と防疫体制の強化について)

流石委員　　成果説明書ですか、50ページ、家畜保健衛生費ですけども、鳥のインフルエンザのことも書いてあります。素人がてらお尋ねするんですが、家畜保健衛生費が958万1,000円と書いてあるんですが、これは少ないと私は思うんですが、その辺のところはどう思われているのか。

渡邊畜産課長　　家畜の疾病に対するものにつきましては、まずは現状、豚コレラというものが国内で非常に発生をしております、そういうものに対する経費につきましては、この前も追加提案で予算をいただいたところでございます。

通常は、家畜保健衛生所が豚コレラばかりではなくて、鳥インフルエンザとか慢性疾病と言われている例えば牛のヨーネ病とかそういうものの検査を実施しているところでございまして、その薬剤費とか検査にかかる費用の医薬材料費というものについて積み上げをしまして、予算を計上しているところでございまして、万が一発生するような場合につきましては、またそれなりの予算をお諮りいただく中で認めてもらうような、そんな状況になってございます。

流石委員　　万が一のときはそれはそれでいいんですけども、私は鳥もあるだろうし、今は豚も、それから今後は牛だって考えられる。この豚のコレラの場合は、イノシシということも考えられる。という、先ほど大久保委員が言われたように、鹿だってなきにしもあらずかなと思わざるを得ないと私は思っております。ですから、もう少し大々的な予算をいただいて、対応するときにはさっと対応できるようにしたらいかかなと。私は950万円ちょっと少ないなと思います。今後ともそういうようなところを考えていただければありがたいんですが、どうでしょう。

渡邊畜産課長　　家畜の頭数、今回野生のイノシシも検査の対象になりました。必要な経費につきましては、しっかり計上した中で業務が滞りないような形で進めていきたいと思っております。

流石委員　　すんなり予算がいただけるようにしていただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。



## 質 疑

## 警察本部関係

(交通安全施設整備費について)

猪股委員

済みません、歳入歳出決算概要の警の4ページ、一番下の行にあります交通安全施設整備費についてお伺いしたいんですけど、この決算額は7億7,339万6,000円となっていますが、前年と比較すると1億5,222万7,000円の増額となっています。この主な増額の理由について伺います。

内藤交通規制課長

平成29年度と比較して増額した主な理由につきましては、中部横断自動車道に対する交通事故防止対策としての交通安全施設整備費によるものであります。

猪股委員

中部横断自動車道対策が主な増額の要因となっているということですが、中部横断自動車道は静岡県、市を起点に、山梨県を經由して長野県小諸市に至る道路であり、この道路が整備されることで東名、新東名、中央自動車道、上信越道が接続され、山梨県にとっては太平洋側にも日本海側にも交通の便が大変よくなる道路であります。県としても重要な道路であることを認識しておりますことはよくわかります。

しかしながら、10月の1日の新聞には、中部横断自動車道のトンネルでコンクリート片が落下したという記事があり非常に憂慮しているところでもあります。また、一部無料区間もあることから、峡南地域の方の生活道路としての意味合いも強い道路であることから、交通事故防止も重要であることと考えます。

そこで、中部横断自動車道対策事業費の具体的な交通安全施設の整備内容と執行額について、その辺を伺います。

内藤交通規制課長

中部横断自動車道の具体的な整備内容につきましては、インターチェンジなどへの新設の信号機の設置が5基、ランプ線などの速度規制等のための路側標識の設置が84本、異常気象時に速度規制を変えることのできる可変式速度規制標識の設置が25基、可変式速度規制標識の操作器2カ所の整備を行っております。

なお、可変式速度規制標識につきましては、平成30年度に13基を整備しまして、道路工事のおくれから残りの12基については本年度に整備を終えております。

また、執行額につきましては、国庫補助事業として可変式速度規制標識の整備に7,851万6,000円、県単独事業として信号機や路側標識等の整備に1億6,508万5,000円の合計2億4,360万1,000円となります。

猪股委員

最後になりますけど、この中部横断自動車道については、一部工事がおくれているということを聞いていますが、今後の交通安全施設の整備予定について、いかがお考えかお答えください。

内藤交通規制課長

交通安全施設の整備につきましては、道路工事の進捗に合わせてインターチェンジへの信号機の新設やランプ線などの交通規制のための路側標識の設置など、遅延することなく整備を行い、交通の安全と円滑を確保していくこととしております。

山田(七)副委員長

私も交通安全施設整備費についてお伺いいたします。今の猪股委員、中部横断自動車道の質問だったと思うんですけども、県内の平成30年度の信号機の設置、新設というか改良になるかわからないですけども、箇所数というのがわかれば教えてください。

内藤交通規制課長 平成30年度に新設をしました県内の信号機につきましては20基になります。

山田（七）副委員長 今県内で信号機の新設または改修をしてくれというような要望箇所というものがわかれば教えていただきたいと思います。

内藤交通規制課長 平成30年度に各警察署から寄せられた信号機の設置要望につきましては、県下全体で26カ所あります。そのうちの20カ所に昨年度は信号機を整備いたしました。

山田（七）副委員長 昨今、信号機がLEDになってきて、かなりLEDの信号機を見るんですけども、旧来の信号機とLEDの信号機というものの設置に対する経費の差というものはどのくらいあるか。

内藤交通規制課長 旧型の信号機とLEDの信号機だと大体16万円ぐらいの差があるということです。

（山岳観光の推進について）

山田（七）副委員長 続きまして、成果説明書の25ページ、山岳観光の推進についてお伺いいたします。「コンパスの導入による登山者数の実態把握」とあるんですけども、コンパスというのが登山をした方全員が全員登録をするとは限らないと思うんですけども、これでどういうふうに登山者数全体の把握をしているのか教えてください。

水野地域課長 コンパスを含めた登山届の実数の把握についてお答えします。コンパスはスマートフォンアプリによって届け出を促すということで、県警察においても積極的に活用を促しております。それ以外に登山道の入り口、もしくは警察署等においても紙ベースの登山届もやはりいまだたくさん届け出がある実態がありますので、これらを集計した件数になってしまうのが現状の登山届の状態であります。

山田（七）副委員長 そういうわけではなくて、登山する人全員が全員、こういった届け出を出せばことし何人山に登ったということがわかると思うんですけども、全員が全員出していないのにも関わらず、登山者の総数というのをどうやって把握しているのか。

水野地域課長 実際のところ、各山系別に登山者数とかそういうものを把握することは実数的には無理です。あくまでも登山届の出された登山者数はわかりますけれど、登山届を実際に出さずに入山される方はおりますので、警察とすれば登山届の提出を促してはおりますけれど、実際の入山者の数の把握というのは、集計はしておりません。

山田（七）副委員長 わかりました。この事業に対しまして、観光資源課と県警察の地域課ということで書いてあるんですけども、登山届の提出というのは実際問題どこに出しているんでしょう。

水野地域課長 登山届そのものは、本部の地域課に郵送で届く場合もございますし、あと各警察署へ郵送される場合もあります。登山口とか主要の登山口へ向かうバスターミ

ナル等でも登山届の受け入れボックスを設けていますので、そういうところから回収をして、観光資源課で一応総数をまとめてもらっております。

山田（七）副委員長 では、警察にきた届けも観光資源課へ提出して、そこで把握しているということでしょうか。

水野地域課長 届け出てきた書面を全て渡しているわけではありませんが、実際的な件数を連絡しております。

山田（七）副委員長 最後になりますけれども、先ほど警察へ届け出が出ている、また観光資源課でも受け付けているという話であるのであれば、どこの窓口へどのくらいの割合でどのくらいの件数の届け出が出ているのか、後でよろしいので、数がわかりましたら教えてください。

水野地域課長 わかりました。後ほど各受付窓口的なところ別でまた御報告させていただきたいと思っております。

平塚出納局次長（会計課長事務取扱） ただいまのことにつきましては、観光部とも関係がありますので、観光部とも調整をさせていただいて、総体的な資料の提出ということでしょうか。

鈴木委員長 委員各位にお諮りいたします。今の山田委員の質疑に関する回答について、資料という形で警察、あるいは観光部と諮りながら提出するということがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（要求のあった資料は、10月9日の部局審査の際に席上配布された。）

（採用業務等事務費について）

古屋委員 警の4の一般警察活動費のうち、採用業務等事務費についてお伺いしたいと思います。その中で、今女性警察官の採用を毎年ふやしているということをお聞きするわけでありまして、現状、警察官の人員数と女性警察官の割合というのはどのような状況になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

天野警務部参事官 古屋委員の質問にお答えいたします。本県では、平成4年度の採用試験から女性警察官を採用しております。10年前の平成20年当時は65人でありまして、全警察官に占める割合は4%でありました。しかし、現在は141人で、その割合も約8%とほぼ倍増している状況であります。採用数も増加傾向にありまして、本年度の採用試験においては、過去最多の18人を採用することとしております。

古屋委員 今御回答いただいたわけですが、女性警察官の今の配属部署、重点を置いているところと任用といいますか、いわゆるランクといいますか、巡査部長からずっとあるわけでありまして、その状況というのはどのような状況に置かれているのかお聞きします。

天野警務部参事官 女性警察官の登用につきましては、これまで女性の能力や特性を考慮した人事配置を行うとともに、女性の視点を反映させた施策がより一層求められている

ことなどを踏まえ、その職域の拡大を図っているところであります。

具体的には、警察署においては生活安全、刑事、交通、警備の各課に、また警察本部においては交通機動隊、少年・女性安全対策課、通信指令課、捜査第一課、鑑識課等多様なポストに配置を行っているところであります。

今後も、現場執行力等を勘案しつつ、可能な限りその職域の拡大にさらに検討を進めてまいりたいと思います。

また、階級別の構成等につきましては、管理職相当に値する警視の階級にある者が1名、また中級幹部となり得る警部の階級にある者が4名、警部補11名等となっております。

古屋委員 ぜひ女性警察官の登用も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。拡大をお願ひしたいと思ひます。

(警察施設費について)

質問は変わりますけど、警の3の警察施設費、23億円余のいわゆる駐在所の建設だとか、あるいは警察本部庁舎の改修事業等の内容ですけど、具体的にどのような事業展開をしているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

大森会計課長 古屋委員の質問にお答えします。警察施設費につきましては、お手元の資料のとおり、駐在所等建設費等に分かれておりますけれども、具体的には駐在所等建設費におきまして、平成30年度中、富士山駅前交番、また明野駐在所の2カ所の建設を行ったところでございます。また、警察本部庁舎等整備費におきましては、富士吉田警察署の建築工事費、工事請負費、また韮崎警察署の建築設計業務委託、また造成設計の業務委託、韮崎警察署の造成工事などを行っております。

次に、待機宿舎等の改修費でございますけれども、これにつきましては富士吉田警察署下宿待機宿舎の大規模改修工事を行っております。

警察署等整備費につきましては、警察署、交番、駐在所等の維持管理、修繕等の工事請負費が主なものでございます。

次に、警察施設維持補修費につきましても、警察施設の環境改善のための維持補修費また環境整備費等に使用しております。

(電話詐欺の被害防止対策の推進について)

小越委員 主要施策成果説明書の102ページ、電話詐欺の問題です。ちょっとお伺ひしたいんですけども、情報発信、ふじ君安心メール等257回とあるんですけども、前年度の成果説明書で423回あったんですけど、回数が減ったのは何か理由があるんですか。

宮川生活安全部参事官 この数値につきましては、電話詐欺の被害防止に特化した数字でありまして、県警察では県民の皆様から知り得た犯人からのアポイントメント電話の情報を県民の皆様幅広く注意喚起のため、あらゆる情報発信を行っておりますが、平成30年は257回、前年を大きく減少いたしました。要因としますと、アポイントメント電話の減少が上げられるものと考えております。

手口別では、オレオレ詐欺や還付金詐欺が大幅に減少していることに基づくものと考えております。

小越委員 アポ電による被害が少なくなっているんですか。アポ電のほうがふえているような気がしたんですけど、アポ電のほうが減っているということは、どんなケースでふえているんですか。

宮川生活安全部参事官 アポ電の増因につきましては、認知件数の発生とは別でございます、認知した被害者がそれに気がついて、警察に110番なり通報していただいて、カウントした数がアポ電として計上されます。したがって、アポ電の増減というのが被害の増減に直接影響といたしますか、かかわるものではなく、異質のものであると考えております。

小越委員 情報発信がなぜ減ったのか、よく理解がわかりませんが、先ほど警察本部長が前年の認知件数がふえてしまったということで被害も多くなっているんですけども、いろんな方々が頑張って被害阻止されてはいるんですけど、前年度に比べて被害阻止の件数が少なかったり、被害金額が大幅に減ってしまったりしているのはなぜでしょうか。

宮川生活安全部参事官 被害阻止につきましては、金融機関、あるいはコンビニ、家族や知人によるものについて、県警察で把握した数を公表しております、平成27年をピークに減少傾向にあります。

その要因の1つに、キャッシュカード交付型の手口の増加が挙げられます。この手口では、被害者と現金の接点がありません。よって各機関であるとか家族、知人等が被害を認識できる機会が少ないということが挙げられます。特に阻止金額が減少している要因につきましても、被害者が窓口に行かず、犯人が被害者からだまし取ったカードで直接ATMから引き出していることから、口座残高に限界があることや、手口においても、被害者が窓口に出向かなくても調達しやすいような金額を要求しているという状況もうかがえるところであります。

警察といたしましては、これまでどおり水際対策とあわせまして、高齢者を対象として一定期間キャッシュカード利用で出金していない口座を対象とした引き出し限度額の引き下げ対策を順次導入することにより、被害阻止に効果が期待をしているところであります。

小越委員 その上にあります高齢者世帯を対象とした個別訪問による防犯指導、注意喚起、これは前年に比べて800件くらいふえてはいるんですけど、具体的にどのように警察の方々が被害に遭った方に行くのか、どういう方々に個別訪問して、どんな指導をしているのか具体的に教えてください。

宮川生活安全部参事官 県警察では高齢者を取り巻くあらゆる危険の情報提供ということで、指導、啓発を実施するために、警察署ごとに地域の実情に応じましてエリアを選定して、本年4月から高齢者宅を一軒一軒個別訪問する巡回連絡を推進しております。対象者というのは県内在住の65歳以上の方でありまして、具体的な内容は高齢者の方々の特性、特に私はだまされない自信があったとか認識が非常に強いということに照らし、ポイント、お金、電話での詐欺であるとかわかりやすい資料、こういった資料を提示するなどして、懇切に説明して回るといった方法をとって、高齢者宅の防犯指導に当たっているところであります。

小越委員 ことし4月ではなくて去年4月からですよ。実績書があるわけだから、ことし4月からと今言ったけど、ことしではないと思うんですけど。

それでエリアを設定してというのは、どういう方々を抽出というか無作為に行っているのか、被害に遭った方とかどういう人をターゲットというかチョイスして行っているのか。別にチョイスもせず何となく行っているのか、そういうのはあるんですか。

宮川生活安全部参事官 委員御指摘のとおり、アポ電の多発地域とか、あるいは被害の発生地域とかを中心に、各警察署にエリアをある程度選定させまして、そこで警察署の実情に応じた方法によって進めている状況であります。

(高齢者等の交通事故防止対策について)

小越委員 次に、132ページの高齢者等の交通事故防止対策についてお伺いします。ここもさっきと同じですけど、ホームページによる高齢者事故の情報発信というのが19件ですけど、前年度は32件とあったんですけど、情報発信というのを、さっきのもそうですけど、減らしていくのは何かインターネットのところでは足りないからでしょうかね。なぜ減っているんでしょうか。

加々見交通部参事官 特に平成30年度の情報発信が減っているという認識はございませんが、県民の皆様特に注意をしていただきたい、そういった内容に特化して情報発信をしております。

小越委員 それから、その下に先ほどもあった高齢者の個別訪問とあるんですけども、交通事故の第一当事者、すなわちそれは事故を起こした方ということなのかかわからないですけど。事故を起こした方というのは、警察に通報があった事故という理解でいいのか、定数の問題なのか。それから検挙とか逮捕とか、どの辺までの方が、それが903人というのは、全員が高齢者の方々、65歳とか70歳の事故を起こした方の全てを訪問されて指導しているという意味でいいんでしょうか。

加々見交通部参事官 お答えします。交通事故の第一当事者となった高齢者宅への個別訪問活動につきましては、人身・物件交通事故の第一当事者となった県内居住の高齢者やその御家族に対しまして、高齢者の事故の特徴や身体機能等の低下等により高齢者が交通事故を引き起こす危険性が高いことなどを認識していただき、交通事故の再発防止を図ることを目的として、平成26年10月から実施しているところであります。

具体的な活動内容について申し上げますと、各警察署の地域課や交通課の警察官が対象となる高齢者宅を訪問しまして、本人やその御家族に対しまして、高齢者の交通事故の発生状況や原因を認識していただくとともに、運転免許証の自主返納のチラシ等を活用して、交通事故防止に必要な指導、助言を行っているところであります。

小越委員 ということは総数だと理解いたします。それで、その下の運転免許の返納ですけども、たしか75歳以上のドライバーの場合に、運転免許を更新するときに、認知機能の検査があると思うんですけども、認知機能の検査で認知症のおそれがありと言われている方々が何人いらっしゃるのか、その方々のうち2,400人が返納したんですか。その関係を教えてください。

廣川運転免許課長 お答えをいたします。運転免許証の更新時、それから特定の違反を行った者に対して、認知機能検査というものをしております。平成30年中は、認知機能検査を受けた者が2万904人おまして、認知症のおそれがあるとの判定が出た者のうち、自主返納した者は140人です。2,400人の自主返納者の中に含まれているということでもあります。

小越委員 認知機能検査を受けた方が2万人いらっしゃって、そのおそれがあるという

方々は何人くらいいたかわかりますか。

廣川運転免許課長 認知機能検査を受ますと、第1分類、第2分類、第3分類とあるんですけども、このうち第1分類が認知症のおそれがあるというものに該当します。その中で認知機能、要するにこの人は認知症のおそれがあるのではないかという第1分類に判定された方は、全部で519人おります。

小越委員 519人の方々が全て免許返納されたというわけではなく、519人のうち140の方が含まれるかどうかわかりませんが、519人の方全員が免許返納に至っているというわけではないという理解でいいんですよね。

廣川運転免許課長 認知症の疑いがある場合には医師の診断書が必要になってきます。ですから、医師の診断書がないと取り消し処分をできないんですね。医師の診断書が出なければ自主返納できるんですけども、医師の診断書が出た場合には自主返納できなくなるんです。それで、平成30年は認知機能検査を受けて、実際第1分類となって医師の診断書により運転免許の取り消し処分をした方は3名おりました。

その他

- ・ 出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局については、経常的経費のみであるため、執行部からの概要説明は省略する扱いとした。
- ・ 各会計の決算状況に対する意見がある場合は、「決算特別委員会審査意見書」の様式により10月23日までに提出し、11月7日及び8日開催予定の総括審査で審査することとし、質問を行うには、「決算特別委員会審査意見書」の提出が必要になる旨事務局から説明を行った。

以 上

決算特別委員長 鈴木 幹夫